

第 23 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 4 年 5 月 10 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二 | 2 番 後藤 操 | 3 番 岩本 孝之 | 4 番 友岡 康幸 |
| 5 番 山室加智子 | 6 番 片山 雅雄 | 7 番 興梠 正信 | |
| 9 番 佐藤 久康 | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛 | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 大塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 | |
- 欠席委員 8 番 古澤 勝康
4. 議事日程
- | | |
|---------|------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |
5. 事務局職員
- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 下田 朱美 |
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 主 幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 18 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 23 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 10 番 興呂木委員、11 番 長崎委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	<p>本村 農業委員会 会議規則第 5 条の定めにより、会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>また第 17 条 会長に事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代理する。となっております。</p> <p>本日は、職務代行者とし、安達副会長を議長とし、進行をお願いします。</p> <p>それでは、副会長お願いします。</p>

職務代理者	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
議長	<p>只今から第 23 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 10 番の興呂木委員、11 番の長崎委員を指名します。</p>
議長	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目台帳現況ともに■■■■■■■■■■ 所有権移転の売買 となっております。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目台帳現況ともに■■■■■■■■■■ 賃借権設定の 3 年となっております。</p> <p>番号 3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目台帳現況ともに■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 所有権移転の売買で裁判による権利移動が確定し単独での申請となっております。</p> <p>番号 4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目台帳現況ともに■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 所有権移転の売買となっております。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします</p>
3 番	<p>議案第 1 号 1 番につきまして 3 番の岩本が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人が長年耕作を頼まれておりましたが、今回譲受人と所有権移転売買の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
12 番	<p>議案第 1 号番号 2 番について 12 番浅尾が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲渡人は村外に住まわれており農業を営んでおらず農地を管理していただける方を探されておりました。今回譲受人として村の公社へ預けられる話がまとまりました。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
18 番	<p>議案第 1 号番号 3 番.4 番について 18 番野田が説明します。3 番ですが、譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲渡人は亡くなられており、裁判による権利確定がなされ今回単独での申請が上がっております。何ら問題ないと思います。</p> <p>4 番については、譲渡人が村外に住まわれ耕作が出来ないと譲受人との契約が出</p>

	<p>来ております。なんら問題は無いと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議長 はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳 [REDACTED] 現況 [REDACTED] 面積 [REDACTED] 転用目的は農業用倉庫の始末書添付となっております。</p> <p>以上ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
12番	<p>議案第2号番号1番について12番浅尾が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請地は既に農業倉庫が建っており今回、正式に始末書添付で転用申請が上がっております。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します</p>
議長	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について</p>

番号 1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳 [REDACTED] 現況 [REDACTED] 面積 [REDACTED] 転用目的は個人住宅、進入路、駐車場
場で、契約の種類は転用所有権移転無償となっております。

番号 2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳 [REDACTED] 現況 [REDACTED] 面積 [REDACTED] 転用目的は個人住宅、進入路、駐
車場 始末書添付で、契約の種類は転用所有権移転無償となっております。

以上ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

7 番 議案第 3 号番号 1 番について 7 番興柁が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地
の状況については議案書記載のとおりです。

譲渡人と譲受人は親子関係で申請地の隣に祖母も住まわれており、譲受人が住居
を構えたいという事で話がまとまり申請が上がっております。転用所有権移転の無
償ということで、何ら問題ないと思われまゝです。ご審議よろしくお願ひ致します。

12 番 議案第 3 号番号 2 番について 12 番浅尾が説明します。譲渡人、譲受人、申請土
地の状況については議案書記載のとおりです。先ほどの 4 条議案に関連し既に個人
住宅が建ち今回始末書添付での申請が上がっております。ご審議よろしくお願ひ致
します。

議長 はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願
ひ致します

(異議なし)

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をも
ってお願ひ致します。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。

議長 続きまして議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について審議を行いま
す。事務局に議案の朗読をお願ひ致します。

事務局 はい朗読いたします。議案第 4 号経営基盤強化促進法許可申請について

番号 1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借
権設定の 10 年です。

番号 2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借
権設定の 10 年です。

番号 4: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 使用貸借権設定の 5 年です。

番号 5: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 3 年です。

番号 6: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 7: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 5 年 相続権者同意書有です。

番号 8: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。

番号 9: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。

番号 10: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 11: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。

番号 12: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。

番号 13: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。

番号 14: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 5 年 相続権者同意書有です。

番号 15: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 16: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 17: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 18: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 3 年です。

番号 19: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 3 年です。

番号 20: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 21: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]

■■■■■■■■■■ 地目台帳現況ともに ■■■■■■■■■■ 賃借権設定の5年です。

番号 22 番から番号 33 番は 再設定の案件になりますので省略致します。

番号 34:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 地目台帳現況ともに ■■■■■■■■■■ 農地中間管理機構 集積の
10年です。

番号 35:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 地目台帳現況ともに ■■■■■■■■■■ 農
地中間管理機構 配分の10年です。

番号 36:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 地目台帳現況ともに ■■■■■■■■■■ 農
地中間管理機構 配分の10年です。

以上、新規案件 24 件 再設定案件 12 件 ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

2 番 議案第 4 号 1 番、2 番につきまして 2 番の後藤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。1 番については前から耕作をされており口頭契約での作付けをされていましたが、今回正式に小作契約をされます。2 番につきましては先月の農業委員会で申請漏れがあり今回の申請となります。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

3 番 議案第 4 号 3 番につきまして 3 番の岩本が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人が耕作が出来ず耕作される方を探されておりました処、譲受人と小作契約を結ばれます。後継者もおり何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

6 番 議案第 4 号 4 番につきまして 6 番の片山が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係で昨年から子供さんが新規就農として農業をされております。何ら問題は無いと思われます。ご審議ください。

4 番 議案第 4 号 5 番から 7 番まで 4 番の友岡が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。5 番につきましては譲渡人が村外にお住まいで近くの方に耕作をお願いしたいと譲渡人と話がまとまりました。6 番につきましては、譲渡人が耕作が出来ずに村内の農家で数年間見習いをされ新規就農されている譲受人と契約が出来ております。7 番につきましては、譲渡人が亡くなられており耕作者を探されていたところ、近くにお住いの譲受人と話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

10 番 議案第 4 号 8 番につきまして 10 番の興梠が説明致します。申請人、譲渡人、譲受

	<p>人、記載のとおりでございます。譲渡人は農業をされておらず耕作者を探されておりました、譲受人は大規模な畜産業を営んでおられ今回、譲渡し人と譲受人とで小作の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
9 番	<p>議案第 4 号 9 番につきまして 9 番の佐藤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人は法人で農業をされておられその後村へ移住しトマトなどを作付けされており、今回譲渡人と譲受人とで小作契約の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
15 番	<p>議案第 4 号 10 番につきまして 15 番の犬塚が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人が耕作が出来なく、農地も荒れる事から、作り手を探しておりました。今回村外にも農地をお持ちで農業を営む譲受人と話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
18 番	<p>議案第 4 号 11 番から 16 番につきまして 18 番の野田が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。11 番につきましては、高齢で農業が出来ないということで大規模な農業を営む譲受人と話がまとまりました。12.13 番は譲渡人が村外に居住され耕作・農地管理が出来ずいまして、同じく大規模な農業を営んでいる譲受人と小作の申請が上がっております。14.15 番につきましても譲渡人が農業が出来ないということで譲受人と話が出来ております。16 番につきましては、譲受人が新規就農者で昨年より農業を営んでおり譲渡し人と話がまとまっております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
14 番	<p>議案第 4 号 17 番から 21 番につきまして 14 番の大塚が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。17 番につきましては、熊本地震で被災した農地で復旧が進みましたが、農業をされていないという事で地元の農家の譲受人と小作契約が結ばれております。18 番から 21 番は同じ案件で、同じく熊本地震で被災した農地で復旧が進みましたが、村外に出られる等、既に農業をされておられ今回地元の大規模な農業を経営される譲受人と小作契約の話が出来ております。なんら問題は無いと思ひます。ご審議ください。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 番号 34 番から 36 番を事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 34 番は熊本県農業公社をとおした農地中間管理事業による貸し借りとなっており、今回は譲渡人である農地所有者が、農業公社に 10 年貸し付ける案件になります。</p> <p>譲渡人の要望により賃借権設定での貸し借りとなっており来月の総会で公社から耕作者が借り受ける審議となります。場所は立野地区の新阿蘇大橋付近に位置する農地となります。</p> <p>番号 35 番. 36 番は熊本県農業公社をとおした貸し借りになっており、先月の農業</p>

	<p>委員会総会で農地所有者から農業公社へ貸し付けられた案件です。今月公社から譲渡人へ借り受けが行われる案件となります。 賃借権設定 10 年となります。</p> <p>何ら問題は無いと思われます。 ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>何もないければ、それでは議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、6 月の総会の日程を決めておきたいと思ひます。6 月 10 日金曜日 14 時から行いたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は 12 番 浅尾委員、13 番 長崎委員にお願いしたいと思ひます。その他で委員さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p>
事務局	<p>事務局よりお知らせがあります。令和 3 年度の委員報酬を今週 12 日に口座振り込みをいたします。また、本日付けで報酬明細も郵送しておりますのでご確認ください。</p>
議長	<p>以上をもちまして第 23 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11 時 00 分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和4年6月10日

農業委員会 会長

議事録署名委員

10 番

議事録署名委員

11 番
